

## 資料編

- 資料 1 公益通報制度の運用状況（平成 25 年度）
- 資料 2 公益通報の現況を踏まえた意見について
- 資料 3 行政対象暴力対応研修 実施状況
- 資料 4 行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会・契約部会・生活保護部会  
開催状況
- 資料 5 公の施設一覧表（平成 26 年 4 月現在）
- 資料 6 大阪市の内部統制及び行政対象暴力にかかる体制（平成 25 年度）
- 資料 7 - 1 内部監察（定期監察）の流れ
- 資料 7 - 2 内部監察（随時監察）の流れ
- 資料 8 平成 25 年度定期監察の結果及び改善措置について（概要版）
- 資料 9 過去の内部監察に係る改善措置の実施状況の現地調査
- 資料 10 コンプライアンス研修の実施状況（平成 25 年度実績）
- 資料 11 コンプライアンスアンケートの結果概要

## 公益通報制度の運用状況（平成 25 年度）

## 1 受付件数

920件（うち顕名による通報455件）

外部通報窓口で受け付けた通報は、すべて顕名による通報として集計した。

## 2 受付状況

区 分	内部通報窓口	外部通報窓口	合 計
面 会	89	-	89
電 話	232	-	232
郵 便	117	26	143
フ ァ ク シ ミ リ	31	24	55
ホ ー ム ペ ー ジ ・ メ ー ル	220	181	401
合 計	689	231	920

内部通報窓口は、総務局監察部監察課及び各区役所、局等のコンプライアンス担当である。

## 3 関係所属別通報件数

所 属	内部通報窓口	外部通報窓口	合 計
教 育 委 員 会 事 務 局	74	38	112
環 境 局	85	21	106
建 設 局	56	17	73
交 通 局	61	11	72
総 務 局	32	25	57
福 祉 局	42	14	56
水 道 局	35	6	41
都 市 整 備 局	29	2	31
人 事 室	23	7	30
消 防 局	23	6	29
生 野 区 役 所	5	24	29
そ の 他 の 区 役 所	211	31	242
そ の 他 の 局 等	129	52	181

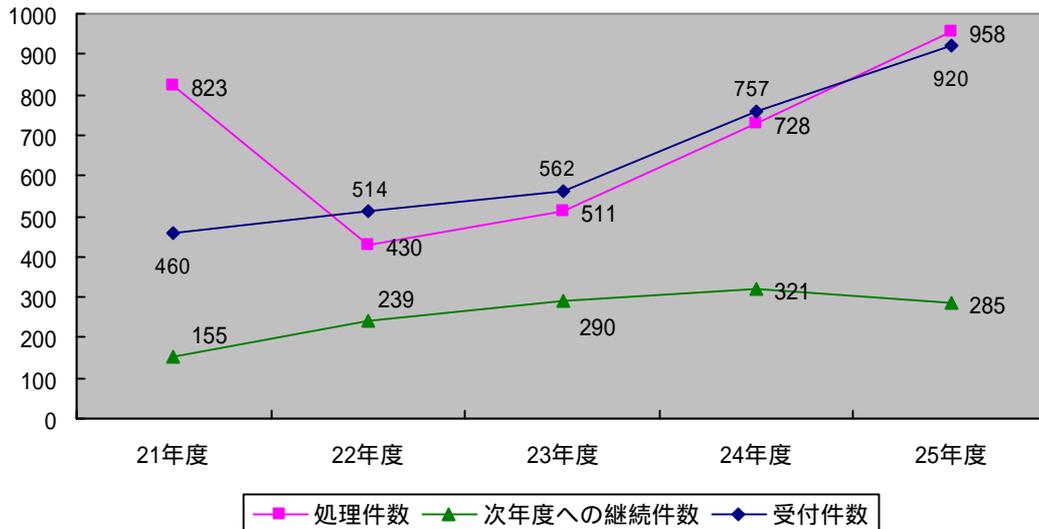
分類できないもの	17	12	29
合計	822	266	1088

1件の通報で複数の区役所、局等に関係するものがあるため、受付件数 920 件とは一致しない。

#### 4 処理状況

[ 通報案件処理状況 ]	
平成 25 年度に継続されたもの	321 件
平成 25 年度に受け付けたもの	920 件
受け付けた通報はないが、調査を実施することとしたもの	2 件
平成 25 年度において処理したもの	958 件
委員会が意見書を提出したもの	2 件
調査の結果、違法又は不適正な事実等が認められたため、是正等の措置がとられたもの	92 件
調査の結果、違法又は不適正な事実が認められなかったもの	233 件
公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの	631 件
平成 26 年度に継続するもの	285 件
[ 不利益取扱いに係る申出処理状況 ]	
平成 25 年度に継続されたもの	1 件
平成 25 年度に受け付けたもの	2 件
平成 25 年度において処理したもの	2 件
調査の結果、不利益な取扱いが認められなかったもの	1 件
公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの	1 件
平成 26 年度に継続するもの	1 件

通報案件処理件数等の推移



5 公正職務審査委員会の状況

・大阪市公正職務審査委員会委員

(～平成26年3月31日) 平成24年7月から2部会制による委員会運営を実施

委員長 播磨 政明 [弁護士]

委員長代理 大西 寛文 [公認会計士]

(第1部会)

第1部会長 播磨 政明 [弁護士]

第1部会長代理 大西 寛文 [公認会計士]

大砂 裕幸 [弁護士]

(第2部会)

第2部会長 小寺 史郎 [弁護士]

第2部会長代理 重松 孝司 [公認会計士]

赤津 加奈美 [弁護士]

(平成26年4月1日～) 任期2年

委員長 小寺 史郎 [弁護士]

委員長代理 澤田 眞史 [公認会計士]

(第1部会)

第1部会長 大砂 裕幸 [弁護士]

第1部会長代理 白井 弘 [公認会計士]

矢倉 昌子 [弁護士]

(第2部会)

第2部会長 小寺 史郎 [弁護士]

第2部会長代理 澤田 眞史 [公認会計士]

赤津 加奈美 [弁護士]

## ・委員会及び部会の開催状況

開催回数 61回

審議時間 178時間

## 6 意見書の概要

「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の運用状況」の公表を誤った件（平成25年6月19日）（通報2件）

「平成24年度における職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の運用状況」の公表内容の記載の一部について不適正な事実が認められた。

これに対して、総務局監察部には、「前回調査において事実無根の内容に基づく虚偽の報告がなされたとする事実は認められないが、条例の運用状況を公表する際の表現の一部について、調査結果報告書の表現との齟齬がみられる点は問題があったと言わざるを得ない。今後、条例の運用状況において公表を行う際には、その表現方法や記載する事項の選定について、十分な注意を払うように努めること。」等の意見が提出された。

## 7 違法又は不適正な事実が認められたため、是正等の措置がとられたものの例

ア 職員が平成25年3月2日及び同月16日に、所属する環境事業センターに自宅の引越時に生じた不用品（粗大ごみ）を相当の手数料を支払うことなく持ち込んだ事実が認められたため、当該職員に対して懲戒処分を行うとともに、事業所長会において改めて服務規律確保の徹底について周知した。（環境局）

イ 教員が、喫煙が禁止されている校内において平成24年12月から平成25年2月までの間に1回、平成25年3月5日に1回の計2回喫煙を行った事実が認められたため、当該教員に対して懲戒処分を行うとともに、全校園長あてに服務の規律保持についての通知を送付し、周知徹底を図った。（教育委員会事務局）

ウ 職員が、通勤経路として地下鉄での経路が認定されているにもかかわらず、平成24年秋頃から週に1回程度、平成25年春過ぎからは雨の日以外のほぼ毎日自転車通勤を行い、かつ来庁者用駐輪場に駐輪していた事実が認められたため、当該職員から通勤手当の戻入を行うとともに、当該職員に対して懲戒処分を行った。また、同様の事例がないか定期券検査を実施した。（西成区役所）

エ 職員が平成21年1月から平成25年12月までの間の休日に、任命権者の許可を受けずに報酬を得て民間企業の業務に従事していた事実が認められたため、直ちに当該民間企業を退職するよう指示し、退職の事実に関する書類の提出を受けるとともに、当該職員に対して懲戒処分を行った。また、所属の全職員に服務規律遵守の周知徹底を図った。（都市整備局）

オ 職員が平成24年6月から平成25年8月30日まで月に1～3回程度、認められていない自家用車による通勤を行い、うち1回は近隣の商業施設内の駐車場に駐車した事実、平成25年5月に所属で行われた定期券検査において期限切れの定期券を利用し、日付、年齢等を偽装したコピーを提出し、定期券を購入していない事実を隠ぺい

しようとした事実、当該職員の上司である係長が平成 25 年 5 月の定期券検査の際、当該職員の定期券の現物確認を行っていなかったにもかかわらず、課長に確認済みと報告した事実が、それぞれ認められたため、当該職員から通勤手当の戻入を行うとともに、当該職員に対して懲戒処分を、当該課長及び係長に対して文書訓告を行った。また、各課長から所属の全職員に服務規律の確保等について個別面談を行った。(城東区役所)

## 8 その他

上記 6 の意見書を受けて、次のとおり再発防止措置をとった。

- (1) 通報指摘事実の存否の確認に不可欠な関係者からの聴取り調査を事案に応じて適切に実施するとともに、原則として聴取内容を聴き取った本人にその場で確認することとした。
- (2) 委員会審議資料を改善し、審議資料において違法又は不適正な事実の内容を特定することとした。
- (3) 本件運用状況の公表に当たっては、審議において違法又は不適正な事実が確認された案件について、その内容及び表現を再度精査することとした。

平成 26 年 9 月 12 日

大阪市長 橋 下 徹 様

大阪市公正職務審査委員会  
委員長 小 寺 史 郎

## 公益通報の現況を踏まえた意見について

標題について、本委員会事務局である総務局監察部から報告を受けた公益通報の現況を踏まえ、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年大阪市条例第 16 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

## 記

- 1 公益通報のうち「職員服務規律に関する指摘」については、その多くが喫煙、車通勤、勤務態度不良等の指摘であり、また、勤務中の携帯電話等使用・閲覧や副業の指摘が増加傾向にある。こうした指摘は、基本的な服務規律の確保ができていない状況に起因するものであり、職員一人ひとりのモラルの問題であると言わざるを得ない。

平成 26 年 7 月 18 日に開催された大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議において不祥事根絶に向けた今後の取組み、重点項目等が示されたように、これまでも、服務規律確保に向けて取組みが進められているところであるが、上記のような公益通報における指摘事項の傾向も踏まえ、各職場に応じたきめ細かい対策をとるとともに、改めて全職員に服務規律確保を徹底することが求められる。

とりわけ環境局、教育委員会事務局・学校園については、「職員服務規律に関する指摘」に係る通報件数そのものも非常に多く、また大きく増加している状況である。すでに両所属においては公益通報を契機として再発防止措置等が実施されているが、通報件数が大きく増加していることは職場の自浄作用が必ずしも働いていないと考えられることから、特に両所属については改めて注意を喚起し、組織マネジメントの観点から管理監督者が責任をもって服務規律確保を徹底されたい。

- 2 職員間のパワーハラスメントの指摘についても大きく増加している。

パワーハラスメントについては、都道府県労働局等の総合労働相談コーナーに寄せ

られる「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が増加するなど社会問題として顕在化しており、平成 25 年 9 月 18 日付けの大阪市人事委員会からの「職員の給与に関する報告及び勧告」においても、「職場におけるパワーハラスメントは、メンタルヘルスを悪化させる要素にもなる問題であることを念頭に、職員の健康保持等の観点からもパワーハラスメントに関する相談窓口を設置し職員に周知することや、パワーハラスメント防止等に係る指針を策定するなどの取組を進めることが必要である」旨が意見されているところである。

パワーハラスメントについては、予防対策を講じることが効果的であり、まずは市全体の組織マネジメントとして、「職場のパワーハラスメントはなくすべきものである」との明確なトップメッセージを発信することが重要である。

加えて、管理監督職員が委縮し必要な指導等ができない事態を発生させないためにも、どのような事案がパワーハラスメントに該当するかなどといった基礎的な知識を習得するための教育・研修を実施されたい。

また、パワーハラスメント事案の解決にあたっては、当事者である職員間の関係、それぞれの業務内容、当該組織において求められる指導監督のあり方、上位職員の組織マネジメントのあり方、周囲の職員のモチベーションへの影響といった、職場の人事管理や組織運営上の観点から判断、対処することが重要である。この間、パワーハラスメントに係る通報がなされた場合は、所属における調査報告等に基づき当委員会にて審議を行っているが、通報に基づく調査は違法又は不適正な事実の有無に重点を置いたものとなるため、通報指摘の職員を過度に委縮させる場合もあり、必ずしもパワーハラスメント事案の適切な解決が図られているとは言い得ない状況である。よって、メンタルヘルスの観点も含めて、組織的に対応する専門的な窓口の設置が必要である。

以上のことから、パワーハラスメントに関する予防対策を講じるとともに専門的窓口を設置するなど、早急に具体的な対策に着手されたい。

## 資料3

## 行政対象暴力対応研修 実施状況

回次	開催日時	対象所属	対象者	参加人数
1	7月16日 14:30～17:30	福祉局	福祉局職員（主として介護、国保関係）	23
2	8月2日 14:00～17:00	財政局	財政局市税事務所職員	23
3	8月13日 14:30～17:30	福祉局	福祉局職員（主として介護、国保関係）	22
4	8月16日 14:30～17:30	経済戦略局	経済戦略局職員	38
5	8月27日 14:30～17:30	福祉局	福祉局職員（主として介護、国保関係）	25
6	9月9日 14:00～17:00	子ども青少年局	子ども青少年局職員（保育料関係）	12
7	9月17日 14:30～17:30	福祉局	福祉局職員（主として介護、国保関係）	22
8	9月24日 14:00～17:00	財政局	財政局市税事務所職員	25
9	9月25日 14:00～17:00	財政局	財政局市税事務所職員	24
10	10月8日 14:30～16:30	病院局	十三市民病院職員（主として事務、看護師）	28
11	10月10日 14:30～16:30	病院局	十三市民病院職員（主として事務、看護師）	30
12	10月15日 14:30～17:30	福祉局	福祉局職員（主として介護、国保関係）	27
13	10月22日 15:00～17:00	病院局	住吉市民病院職員（主として事務、看護師）	39
14	10月31日 15:00～17:00	病院局	住吉市民病院職員（主として事務、看護師）	45
15	11月6日 14:00～17:00	病院局	総合医療センター職員（主として事務、看護師）	42
16	11月14日 14:30～17:30	都市整備局	都市整備局職員、市営住宅管理センター職員	16
17	11月19日 14:30～17:30	福祉局	福祉局職員（主として介護、国保関係）	18
18	12月10日 14:00～17:00	区役所	各区役所職員（主として窓口、生活保護業務関係）	40
19	12月11日 14:00～17:00	区役所	各区役所職員（主として窓口、生活保護業務関係）	42
20	12月17日 14:30～17:30	福祉局	福祉局職員（主として介護、国保関係）	22
21	1月8日 14:00～17:00	区役所	各区役所職員（主として窓口、生活保護業務関係）	40
22	1月9日 14:00～17:00	区役所	各区役所職員（主として窓口、生活保護業務関係）	42
23	1月21日 14:30～17:30	福祉局	福祉局職員（主として介護、国保関係）	21
24	2月6日 14:00～17:00	健康局	健康局職員（主として各生活衛生監視事務所職員）	21
25	2月10日 14:00～17:00	健康局	健康局職員（主として各生活衛生監視事務所職員）	21
26	2月13日 14:00～17:00	都市計画局	都市計画局職員	28

合計26回736名

## 大阪市行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会 開催状況

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
都島区役所	2月26日	都島区役所 第1会議室	25人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都島警察署刑事課長代理から最近の動向の説明</li> <li>・事例研修ビデオの上映と、対策・対応の指導</li> </ul>
福島区役所	6月26日	福島区役所 会議室	10人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の構成機関と委員の確認</li> <li>・会議の運営についての確認</li> </ul>
西区役所	11月18日	西区役所 区民交流 スペース	19人	西警察署刑事課長より「行政対象暴力の現状と対策2013年版」説明。 不当要求対応DVD視聴。
中央区役所	2月27日	中央区役所	19人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東・南警察署刑事課長から最近の動向の説明</li> <li>・不当要求関係ビデオ上映</li> <li>・行政対象暴力に関する質疑応答</li> </ul>
港区役所	11月21日	港区役所 601会議室	17人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港警察署刑事課長から最近の動向の説明。</li> <li>・大阪市中央体育館において不当要求事案があり、その概要について報告があった。</li> </ul>
天王寺区役所	2月20日	天王寺区役所 3階講堂	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天王寺警察署刑事課から区内の犯罪件数の説明。</li> <li>・暴力対策啓発DVD「鉄の砦 - 行政対象暴力に負けない組織づくり - 」を視聴した。</li> <li>・暴力事案への対応方法について天王寺警察署から説明を受けた。</li> </ul>
浪速区役所	8月20日	浪速区役所 601会議室	21人	<p>浪速警察署から最近の事例紹介等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発ビデオ上映「鉄の砦（行政対象暴力に負けない組織づくり）」</li> <li>・浪速警察署 中本暴力犯係長から最近の行政対象暴力に関する事例紹介等の講義</li> </ul>
平野区役所	2月5日	平野区役所 303会議室	30人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平野警察署刑事課長から行政対象暴力の現状と対策について、研修用ビデオを織り交ぜ説明。</li> </ul>
旭区役所	9月19日	旭区役所 第2・3会議室	28人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭区総務課長より、行政対象暴力の現状と当協議会の活動状況の報告</li> <li>・旭警察署刑事課長より、行政対象暴力の現状と基本的な心構えや対処方法についての説明</li> </ul>
東淀川区役所	5月24日	東淀川区役所 304会議室	23人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所部会について、委員紹介、要綱の説明</li> <li>・「行政対象暴力の事例と対処方法」について、東淀川警察署刑事課暴力犯係長より説明</li> </ul>
東成区役所	5月9日	東成区役所 304・305会議 室	17人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の目的と委員の確認</li> <li>・東成警察署刑事課長より「暴力団等の動向と対処」について説明</li> <li>・意見交換</li> </ul>

生野区役所	9月2日	生野区役所 6階大会議室	21人	・生野区役所より会議要旨等説明 ・生野警察署より暴力団の現状と対策等についてのDVD視聴及び説明
住之江区役所	5月14日	住之江区役所 第3会議室	30人	行政連絡調整会議と合同開催。 住之江警察刑事課長より行政対象暴力の現状等について講演をしてもらった。
住吉区役所	10月10日	住吉区役所 第5会議室	30人	・住吉警察署刑事課長から行政対象暴力の現状について説明。 ・題名「あなたならどうする 不当要求の常套句」のビデオ上映。 ・住吉警察署刑事課暴力犯係長から基本的な心構えや対処方法について説明。 ・情報交換。
西成区役所	7月16日	西成区役所 会議室	31人	・新委員の紹介 ・西成区内の状況（暴力団等による不法、不当要求事案など） ・その他

#### 大阪市行政対象暴力対策連絡協議会契約部会 開催状況

開催日	議題
4月10日	1 入札等除外措置に関する検討 2 調査・排除措置に関する検討

#### 大阪市行政対象暴力対策連絡協議会生活保護部会 開催状況

開催日	議 題
	開催なし

## 公の施設一覧表（平成26年4月現在）

## 〔対象となる公の施設〕

原則として、事前に使用許可申請を要する宿泊施設、飲食施設、スポーツ施設、文化施設、貸館施設、斎場等

## 〔暴力団の利益となる使用の例〕

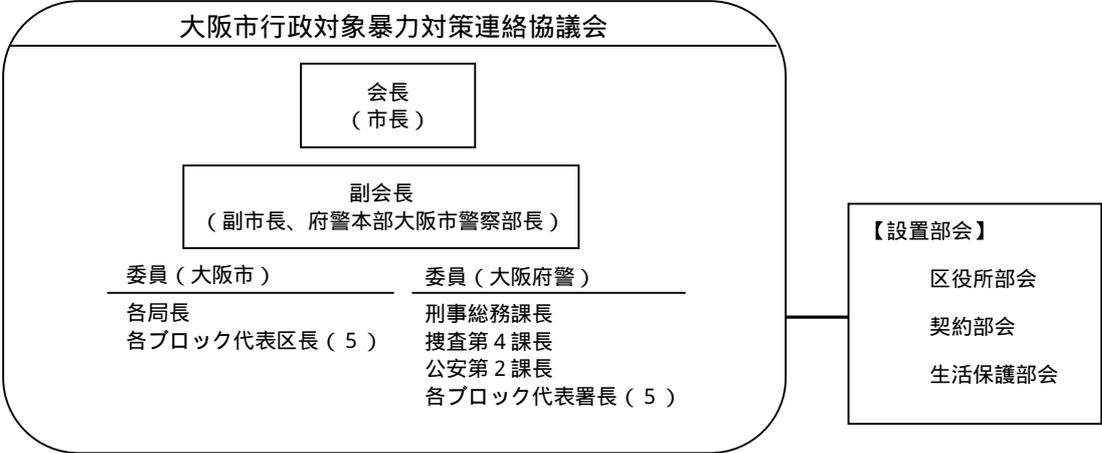
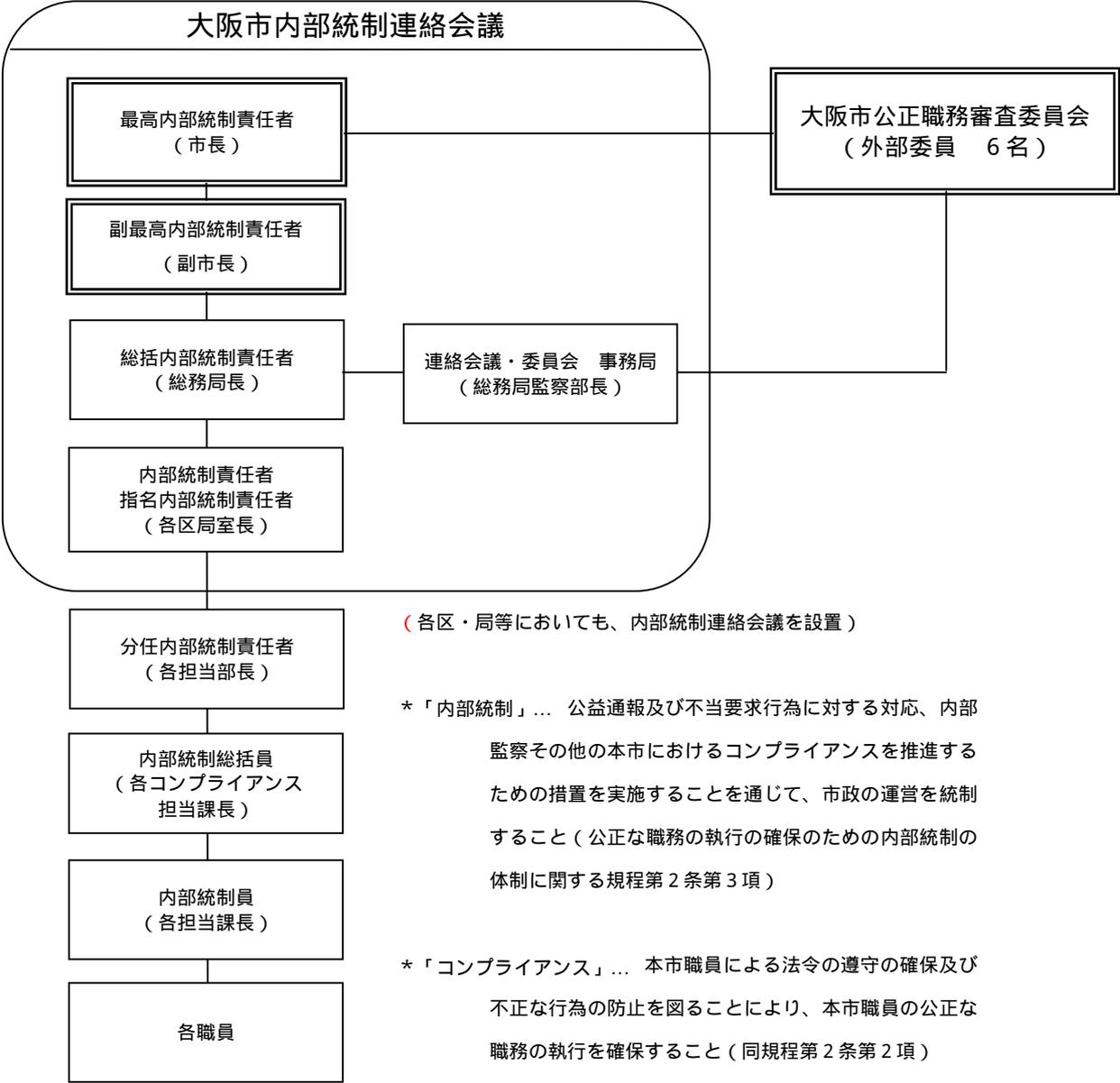
- ・ 斎場における暴力団幹部等の組葬
- ・ 暴力団組長の襲名披露パーティー
- ・ 暴力団幹部等の出所祝い
- ・ 暴力団主催による歌謡ショー、格闘技等のイベント
- ・ 暴力団員らによる慰安旅行の宿泊、宴会
- ・ 暴力団員らによるソフトボール大会等の行事
- ・ 暴力団主催による暴対法対策、資金源獲得その他公序良俗に反する会議

所管局	施設名	対象施設数
経済戦略局 [ 70施設 ]	大阪市立美術館	1
	大阪歴史博物館	1
	自然史博物館	1
	中央公会堂	1
	芸術創造館	1
	長居陸上競技場 他	15
	中央体育館 他	27
	修道館	1
	扇町プール 他	21
	大阪産業創造館	1
市民局 [ 48施設 ]	北区民センター 他	43
	男女共同参画センター中央館 他	5
福祉局 [ 32施設 ]	長居障害者スポーツセンター 他	2
	北区北老人福祉センター 他	26
	西成市民館	1
	社会福祉センター	1
	早川福祉会館	1
	社会福祉研修・情報センター	1
こども青少年局 [ 5施設 ]	こども文化センター	1
	青少年センター	1
	愛光会館	1
	長居ユースホステル	1
	信太山青少年野外活動センター	1
環境局 [ 17施設 ]	大阪市立葬祭場 他	6
	西三国センター 他	8
	此花屋内プール 他	3
都市整備局 [ 1施設 ]	住まい情報センター	1
建設局 [ 1,037施設 ]	天王寺公園 他	1,037
港湾局 [ 357施設 ]	天保山岸壁 他	351
	コスモスクエア緑地 他	2
	舞洲体育館 他	4
教育委員会事務局 [ 5施設 ]	大阪城音楽堂	1
	総合生涯学習センター 他	3
	クラフトパーク	1
消防局 [ 1施設 ]	阿倍野防災センター	1

天王寺公園他の計1,037施設には、物品販売、集会その他の行為許可の対象となる都市公園を含む。

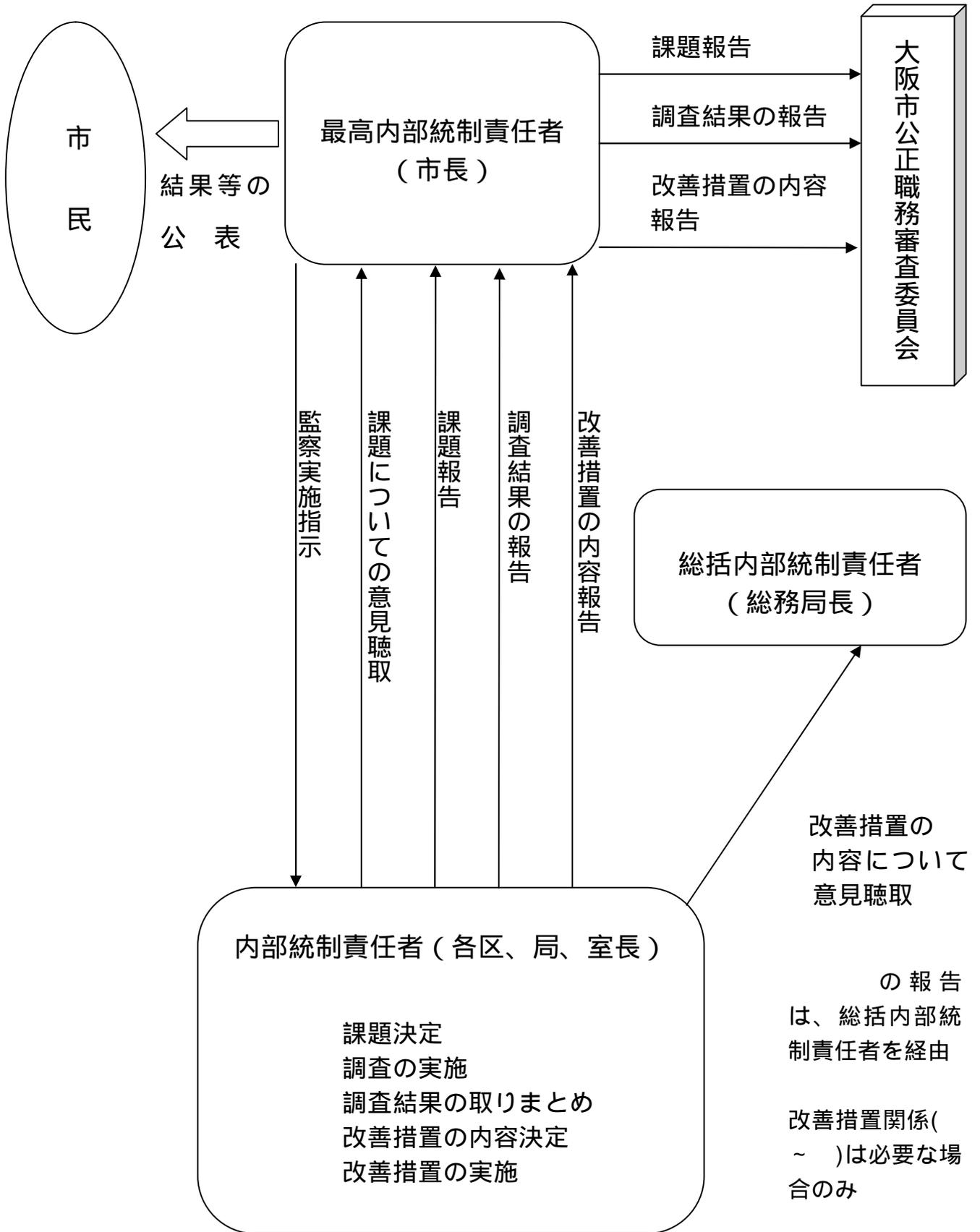
10局 33条例 1,573施設  
 （平成25年度排除実績：2件、のべ2名）

大阪市の内部統制及び行政対象暴力にかかる体制（平成 25 年度）



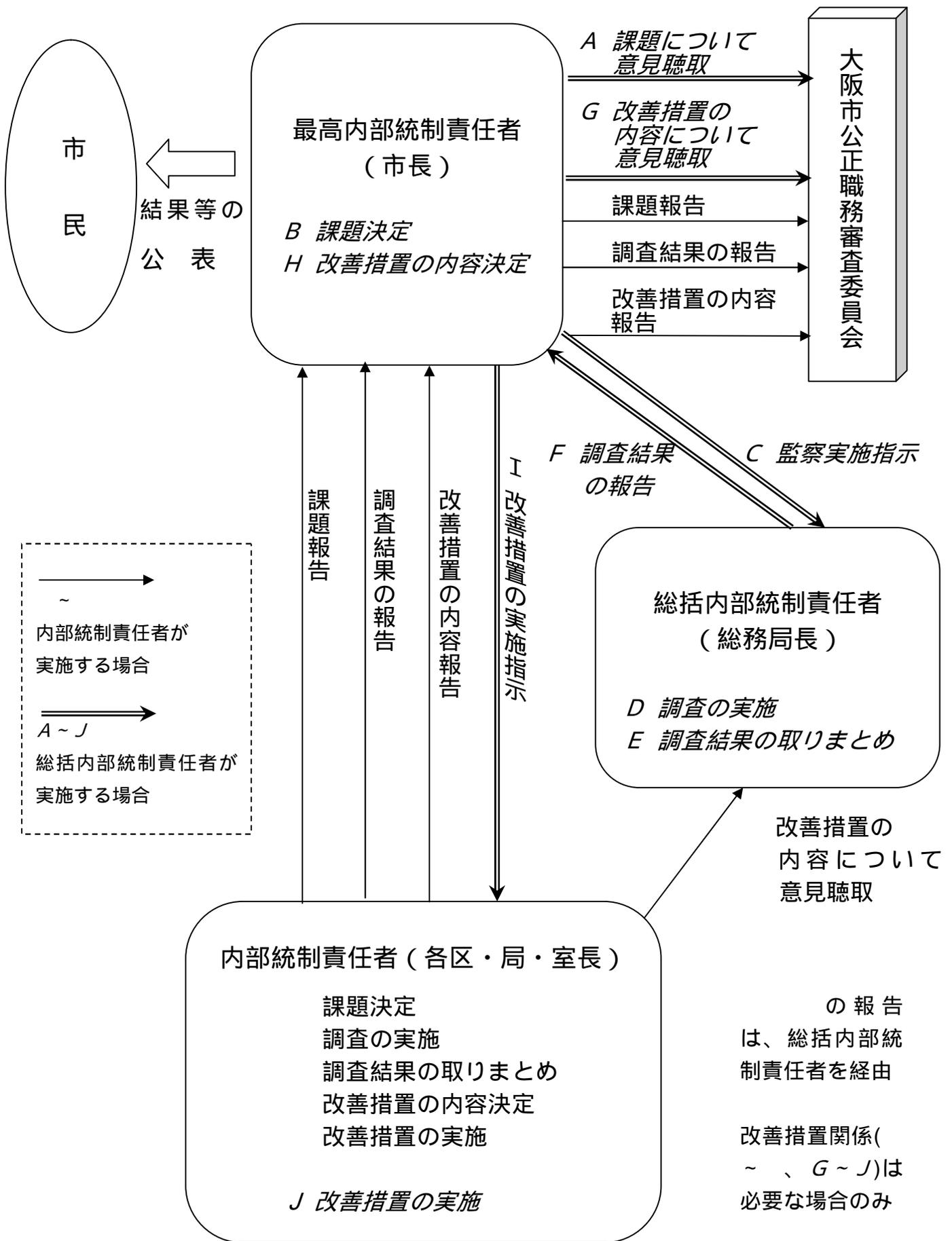
### 内部監察（定期監察）の流れ

年 1 回実施



### 内部監察（随時監察）の流れ

随時実施



平成25年度定期監察の結果及び改善措置について(概要版)

1. 個人情報の適正取扱い(14所属)

資料8

所属	課題
都島区役所	個人情報の適切な管理について
福島区役所	個人情報の取扱いについて
此花区役所	個人情報の適正な取扱いについて
西区役所	個人情報漏えい事故の再発防止について
港区役所	個人情報漏えい等事故の再発防止について
旭区役所	個人情報の取扱いについて
城東区役所	個人情報の取扱いについて
住吉区役所	個人情報の取り扱いについて
東住吉区役所	個人情報の取扱い
平野区役所	個人情報漏えい事故防止のための取組状況について
西成区役所	個人情報の適切な取り扱いについて
福祉局	個人情報の適正な管理
教育委員会事務局	個人情報の適正な取扱いについて
行政委員会事務局	個人情報の適正な取扱いについて

主な問題点	左記に対する改善措置の概要
・重要管理ポイントやマニュアルの整備、認識、順守が徹底されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要管理ポイントの整備、見直しを行うとともに、事後の状況確認を行う</li> <li>・期限を設けて、マニュアルの作成を行う。</li> <li>・実際の事故事例を盛り込んだ研修を実施するなど、重要管理ポイント等について、即時かつ定期的な意識啓発を行う。</li> </ul>
・文書発送、交付の際のチェック体制や作業環境等の整備に不備があった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二重チェックを徹底する。</li> <li>・二重チェックをしなければ、作業が進められない作業方法を策定する。</li> <li>・作業環境等の改善を行うとともに、事後の状況確認を行う。</li> </ul>
・個人情報の外部持出し、返却時の確認が徹底されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報持出管理簿の作成、記載を行うなど、必要な作業手順を整備、徹底するとともに、事後の状況確認を行う。</li> <li>・監察結果と合わせて、個人情報の持出しに関する要綱等の周知も行う。</li> </ul>
・個人情報を庁内PC本体に保存するなど、データの取扱いに不備があった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体保存の危険性を指摘し、全て消去するなど、指導、改善を行う。</li> <li>・データのパスワード設定及びその方法について周知する。</li> </ul>
・漏えい事故発生時の対応が理解できていない職員がいた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監察結果を周知するとともに、研修を実施するなど、適正な取扱いについて周知徹底する。</li> <li>・事故発生時の対応をマニュアル化する。</li> </ul>

平成25年度定期監察の結果及び改善措置について(概要版)

2. 通勤手当の適正受給等(14所属)

所属	課題
大阪府市大都市局	通勤手当の適正な受給について
市政改革室	通勤手当の適正な受給について
北区役所	通勤手当の適正な受給について
中央区役所	通勤手当の適切な受給について
天王寺区役所	通勤手当・市内出張交通費の適正な受給について
浪速区役所	適正な通勤手段の確認について
西淀川区役所	通勤手当の適正な受給について
東淀川区役所	通勤手当の適正な受給について
生野区役所	通勤手当の適正な受給について
鶴見区役所	通勤手当の適正な受給について
政策企画室	市内出張交通費の適正な支給について
契約管財局	市内出張命令と市内出張交通費の適正な事務取扱いについて
港湾局	通勤手当の適切な受給について
会計室	市内出張交通費の適正な受給について

主な問題点	左記に対する改善措置の概要
・交通機関の運賃を常例的に負担していると認定できない職員がいた。	・戻入を行う。 ・監察結果を報告するとともに、手当の適正受給について周知徹底する。
・人事異動等に伴う通勤届の変更手続きや交通用具の利用手続きの失念等により、届出経路と実際の経路が異なる職員がいた。	・速やかに変更及び利用の手続きを行うよう指導する。 ・常例的に利用する経路で届出を行うなど、適正な手続きについて周知徹底する。 ・今後も定期的な確認を行うこととする。
・利用履歴保存について認識の乏しい職員がいた。	・利用履歴保存の重要性等について周知徹底する。
・交通費申請と市内出張命令とが整合していなかった。	・交通費の請求の際には、市内出張命令一覧データを確認すること等により、命令と請求の整合性を図る。

平成25年度定期監察の結果及び改善措置について(概要版)

3. 公金等の適正管理(6所属)

所属	課題
住之江区役所	公金等の取り扱い状況について
中央卸売市場	公金の管理状況について
財政局	現金保管事務の適正な取扱いについて
環境局	公金(現金・有価証券等)の管理状況について
建設局	公金安全保管マニュアルの取扱いについて
交通局	駅における公金等の取扱いについて

主な問題点	左記に対する改善措置の概要
・徴収金や金券の受払簿の作成、記載に不備があった。	・会計規則に則った受払簿を備え、適切に管理する。 ・公金安全保管マニュアルに基づき、適正な取扱いを行うよう周知徹底する。
・金庫の鍵の管理が不十分であった。	・鍵の保管場所やダイヤル錠の解錠番号を適宜変更するなど、容易に推測されない保管方法とする。
・金庫保管チェックリストや自主点検表による確認が不十分であった。	・個別に改善を指示し、正確な記録を行うとともに、記録と実際の保管内容の確認を行うなど、適正な事務処理について周知徹底する。 ・定期的に現場事務所等に対する現地調査を実施する。
・市税収納金等の受払時に過不足金が発生しており、市税事務所間で、それを防ぐための取組みにばらつきがあった。	・過不足金を発生させないための取組みについて、市税事務所において共通して行うべき取組み内容を整理する。 ・受渡し時の声だし確認など、ダブルチェック以外の取組みも行う。
・乗車券等の保管場所が施錠されていなかった。また、券売機に釣銭を再そう填した際の履行確認記録に不備があった。	・不適正な事例については改善を行うとともに、各駅務運輸長に対して監察結果を周知し、問題点の共有化を図る。

4. 文書等の適正管理(5所属)

所属	課題
危機管理室	公文書の適正管理について
健康局	公文書の適正な管理について
こども青少年局	会計事務に伴う公印の適正な取扱いについて
都市整備局	公文書・簿冊の適正な保管について
病院局	公印の適正な管理について

主な問題点	左記に対する改善措置の概要
・説明責任を果たすための公文書作成指針が十分浸透していなかった。	・同指針の周知徹底を図る。
・組織共用文書が共用の書棚に保管されていないなど、公文書の管理、保管に不備があった。	・適切な保管等を行うよう指導する。
・文書管理システムでの公印審査が適正に実施されていないかった。	・早急に改善を行うとともに、公印審査の適正な事務処理について周知する。

平成25年度定期監察の結果及び改善措置について(概要版)

5. 情報セキュリティ対策(3所属)

所属	課題
市民局	庁内情報利用パソコンの適正な利用について
消防局	消防情報システムの適正な取扱いについて
水道局	情報セキュリティ対策の運用状況等について

主な問題点	左記に対する改善措置の概要
・情報セキュリティに対する理解、認識が十分でなく、パスワード変更等の運用に不備があった。	・不備のあった点について、指導を行うとともに、指導後の状況の確認を行う。 ・全職員に対して情報セキュリティ対策について周知徹底する。
・標準外ハードウェア、ソフトウェアの使用、管理上に不備があった。	・標準外ハードウェアの管理簿を作成し、施錠可能な場所に保管するとともに、業務で使用する標準外ハードウェア・ソフトウェアについて総務局に申請を行う。

6. 超過勤務命令の適正化(3所属)

所属	課題
人事室	超過勤務命令手続きの適正化
淀川区役所	超過勤務命令の適正化について
経済戦略局	超過勤務の適正執行について

主な問題点	左記に対する改善措置の概要
・超過勤務の事前申請、事前承認が徹底されていなかった。	・17時までに申請を行い、17時30分までに承認を行うよう各課に指導するとともに、業務の進捗状況を十分確認し、認定を行う。 ・監察結果を周知徹底するとともに、今後不定期に同様の確認を行う。
・超過勤務時間と退勤時刻に差が生じている事例があった。	・今回の調査結果とともに、適正執行に対する心構えを周知するとともに、日々勤務情報システムで確認を行う。 ・勤務情報システムを日々確認することで入力漏れ等を防止するとともに、命令を受けていない職員の速やかな退庁を促す。
・超過勤務理由の記載内容が不十分なものがあった。	・説明責任が果たせる内容となっているか日々勤務情報システムでの確認を行う。

## 平成25年度定期監察の結果及び改善措置について(概要版)

### 7. 勤怠の適正管理(2所属)

所属	課題
都市計画局	勤怠管理について(超過勤務、市内出張、休日出勤)
市会事務局	勤務情報システムの適正処理について

主な問題点	左記に対する改善措置の概要
・市内出張等の各種承認の事前承認が徹底されていなかった。	・適正な処理について周知徹底するとともに、日々勤務情報システムの処理状況の確認を行う。 ・年度内に適正化推進月間を設定し、再度確認を行う。
・添付資料の保管方法が局内で統一されておらず、公文書としての保管が徹底されていなかった。	・統一的に、添付資料管理シートにより保管することとし、公文書としての保管、管理を徹底する。

### 8. 契約事務の適正化(2所属)

所属	課題
大正区役所	物品の買入手続きの適正化について
総務局	入札時の競争性確保及び随意契約内容の点検

主な問題点	左記に対する改善措置の概要
・緊急の必要により調達を行った結果、決議日と契約締結日が同日又は密接している事例があった。	・事務事業の進捗管理に努め、物品購入を計画的に行う。
・特名の随意契約の内容について、制度の認識誤り等による不備が見受けられた。	・計理担当において、随意契約制度を正しく理解するとともに、審査時の見落としを防ぐため、チェックリストを作成する。

### 9. 服務規律の確保(1所属)

所属	課題
阿倍野区役所	服務規律の確保について

主な問題点	左記に対する改善措置の概要
・交通用具の届出内容と実態が異なる職員がいた。	・個別に指導を行うとともに、各課長を通じて適正な手続きについて周知徹底する。
・利用履歴保存の重要性について、認識の乏しい職員が存在する。	・利用履歴の保管の徹底を行うとともに、再度確認を行う。

### 10. 備品管理の適正化

所属	課題
東成区役所	備品の適正な管理について

主な問題点	左記に対する改善措置の概要
・特になし	・特になし

各所属の詳細状況については別紙1～10を参照。

## 過去の内部監察に係る改善措置の実施状況の現地調査

年月	調査対象所属
平成25年8月	人事室、総務局、市会事務局
平成25年9月	西区役所、住吉区役所、会計室、行政委員会事務局
平成25年10月	病院局、港区役所、都市計画局、市民局、東住吉区役所
平成25年11月	旭区役所、危機管理室、市政改革室、平野区役所、交通局、 経済戦略局、住之江区役所
平成25年12月	こども青少年局、鶴見区役所、建設局、消防局、淀川区役所
平成26年1月	都市整備局、東成区役所、水道局、政策企画室

## コンプライアンス研修の実施状況

### 【平成 25 年度実績】

#### 集合型研修

##### ・ 区長・局部長級職員

各所属の内部統制責任者として内部統制とリスクマネジメントについて一層の理解をふかめることにより、職員の不祥事の再発を防止し、市民から信頼される組織を構築することを目的として研修を実施しました。

なお、監査と内部統制に関する研修（行政委員会事務局）との共催で研修を実施しました。

回次	月 日	時 間	講 師
第 1 回	7 月 24 日(水)	9:30～11:30	山口 利昭 (弁護士・日本弁護士連合会司法制度調査会委員)
第 2 回	7 月 24 日(水)	15:00～17:00	石原 俊彦 (関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授・公認会計士)
第 3 回	8 月 7 日(水)	15:00～17:00	西原 耕一 (日本ハム(株)執行役員、コンプライアンス部長 社会・環境室担当)

コンプライアンス研修について掲載。

当日は、コンプライアンス研修終了後に開催する監査と内部統制に関する研修（50分）と共催で実施しました。

##### ・ 課長級・課長代理級職員

課長・課長代理級職員には、各所属の内部統制員等として、部下職員を統率し、不祥事案の根絶、市民の信頼回復、個人情報の漏えい防止及び市政改革に向けて、積極的に取り組む姿勢を涵養することを目的として研修を実施しています。

なお、服務研修（人事室）、個人情報の適正な取扱いに関する研修（総務局）市政改革プランに関する研修（市政改革室）との共催で研修を実施しました。

回次	月 日	時 間	講 師
第 1 回	7 月 31 日(水)	9:30～11:00	市田 勝也 (大阪ガス(株)コンプライアンス部コンプライアンスチームマネージャー)
第 2 回	8 月 2 日(金)	9:30～11:00	藤原 寛子 (株)ミライアル代表・社会保険労務士)
第 3 回	8 月 2 日(金)	14:00～15:30	田辺 陽一 (色川法律事務所・弁護士)

第4回	8月5日(月)	9:30~11:00	市田 勝也 (大阪ガス(株)コンプライアンス部コンプライアンスチームマネージャー)
第5回	8月5日(月)	14:00~15:30	田辺 陽一 (色川法律事務所・弁護士)
第6回	8月7日(水)	9:30~11:00	田辺 陽一 (色川法律事務所・弁護士)
第7回	8月9日(金)	9:30~11:00	藤原 寛子 (株)ミライアル代表・社会保険労務士)
第8回	8月9日(金)	14:00~15:30	藤原 寛子 (株)ミライアル代表・社会保険労務士)
第9回	8月12日(月)	14:00~15:30	市田 勝也 (大阪ガス(株)コンプライアンス部コンプライアンスチームマネージャー)

コンプライアンス研修について掲載。

当日は、コンプライアンス研修終了後に開催する服務研修(25分)、個人情報の適正な取扱いに関する研修(25分)及び市政改革プラン研修(25分)と共催で実施しました。

### グループ討論型研修

課長・課長代理級職員及び各職場の総括的立場にある係長級職員並びに技能職員のうち技能統括主任及び部門監理主任等、管理・監督者あるいは職場のリーダー層に対して、コンプライアンスの基盤となる職場づくりについて必要かつ効果的な取組を、少人数で、実務的・実践的な参加型研修により学ぶことを目的として研修を実施しました。

回次	月日	時間	講師
第1回	9月13日(金)	9:15~12:15	今井 和興 (一般社団法人日本経営協会 専任講師)  公募型プロポーザルにより事業者を選定
第2回	9月13日(金)	14:00~17:00	
第3回	9月24日(火)	9:15~12:15	
第4回	9月24日(火)	14:00~17:00	
第5回	9月25日(水)	9:15~12:15	
第6回	9月25日(水)	14:00~17:00	
第7回	9月26日(木)	9:15~12:15	
第8回	9月26日(木)	14:00~17:00	

第9回	9月27日(金)	9:15~12:15	
第10回	9月27日(金)	14:00~17:00	
第11回	10月7日(月)	9:15~12:15	
第12回	10月7日(月)	14:00~17:00	
第13回	10月8日(火)	9:15~12:15	
第14回	10月8日(火)	14:00~17:00	
第15回	10月10日(木)	9:15~12:15	
第16回	10月10日(木)	14:00~17:00	

### 職場コンプライアンス研修

係長級以下の全職員を対象に、課長・課長代理級職員等を講師として、コンプライアンスの確保について、職員一人ひとりがそれぞれの役割を認識し、その責務を果たせるよう、職場実態に応じた形で実施しているほか、上記の集合型研修（課長・課長代理級）の服務研修、個人情報の適正な取扱いに関する研修及び市政改革プランにかかる研修の伝達研修も併せて実施しました。

### 職場研修（e-ラーニング型研修）

コンプライアンス上で問題となる点や、個人情報の適正な取扱いについて留意すべき点についての知識を習得することにより、職員の公正な職務の執行の確保を図ることを目的として、学習資料（e-ラーニング教材）を庁内ポータルに掲載したうえで全職員に対して、e-ラーニング型研修を実施しました。

### 職員人材開発センター主催研修等への講師派遣

新採用者研修など、人事室職員人材開発センター主催の研修等に監察部職員を派遣し、コンプライアンスに関する研修を実施しました。

## コンプライアンスアンケートの結果概要

## 1 アンケートの概要

## (1) 回答数

31,877 人

ただし、一部設問にのみ回答されたものについても 1 人と集計しているため、各設問の回答者数の合計とは一致しない。

## (2) 実施期間

平成 25 年 9 月 2 日～平成 26 年 1 月 31 日

## (3) 実施方法

庁内ポータルサイトの総務局所属サイトにアンケートを掲載し、各職場においてアンケートを印刷したうえ、職場コンプライアンス研修等の実施に併せて回答をいただいた。なお、総務局情報公開グループが実施する「個人情報の適正な取扱いに関するアンケート」も併せて実施した。

## 2 アンケートの主な結果

## (1) あなたは、大阪市職員に求められる「コンプライアンス」という言葉の意味をどのように理解していますか。

1 法令を遵守すること	6,083 人	19.2%
2 法令を遵守することだけでなく、社会（市民）の要請（信頼）に応えること	25,258 人	79.5%
3 よくわからない	418 人	1.3%
回答者数 合計	31,759 人	

## (2) あなたは、日々の業務を執行するにあたって、常に「コンプライアンス」を意識していますか。

1 常に意識している	17,597 人	55.4%
2 どちらかといえば意識している	13,152 人	41.4%
3 特に意識していない	1,019 人	3.2%
回答者数 合計	31,768 人	

(3) あなたは、あなたの上司、同僚や部下が、日々の業務を執行するにあたってコンプライアンスを意識していると思いますか。

1 常に意識している	15,198 人	48.0%
2 どちらかと言えば意識している	15,135 人	47.8%
3 特に意識していない	1,318 人	4.2%
回答者数 合計	31,651 人	

(4) あなたの職場では、職務に関して自由に意見が言えますか。それとも言えませんか。

1 おおむね自由に意見が言える	24,466 人	77.1%
2 どちらともいえない	6,365 人	20.0%
3 自由に意見が言えない	922 人	2.9%
回答者数 合計	31,753 人	

(5) あなたは、あなたの上司から、コンプライアンスに関する思いや方針を聞いたことがありますか。

1 ある	20,008 人	63.4%
2 どちらともいえない	9,586 人	30.4%
3 まったくない	1,969 人	6.2%
回答者数 合計	31,563 人	

(6) あなたは、あなたの職場でコンプライアンス又はそのおそれが生じた場合、上司に情報が迅速に伝わると思いますか。

1 そう思う	22,345 人	70.5%
2 どちらともいえない	8,168 人	25.8%
3 そう思わない	1,175 人	3.7%
回答者数 合計	31,688 人	

(7) あなたは、あなたの職場に、コンプライアンス上の課題が潜んでいると思いますか。

1	そう思う	8,328 人	26.3%
2	どちらともいえない	15,249 人	48.1%
3	そう思わない	8,108 人	25.6%
回答者数 合計		31,685 人	

(8) あなたは、事業推進とコンプライアンスとが対立した場合、どちらを優先させますか。

1	事業推進を優先させる	2,543 人	8.1%
2	コンプライアンスを優先させる	20,119 人	63.6%
3	そのときの事情による	8,958 人	28.3%
回答者数 合計		31,620 人	

(9) あなたは、適切に業務が遂行されているか、常日頃から心がけ、チェックを行っていますか。

1	行っている	21,653 人	68.3%
2	どちらともいえない	9,268 人	29.2%
3	行っていない	777 人	2.5%
回答者数 合計		31,698 人	

(10) あなたの職場では、コンプライアンス違反を未然に防ぐための工夫をしていると思いますか。

1	そう思う	17,655 人	56.5%
2	どちらともいえない	12,092 人	38.7%
3	そう思わない	1,495 人	4.8%
回答者数 合計		31,242 人	